



第 1 章

新市建設計画策定の方針

1 計画の趣旨

本計画は、下館市・関城町・明野町・協和町の1市3町が、合併を通じて新しい市を建設していくための基本方針を示すものです。

また、本計画では、新市建設の基本方針を実現するための主要施策についても、財政計画を踏まえて示すものとします。

新市では、この計画に基づくまちづくりを実践することにより、合併後の新市の建設を総合的かつ効果的に推進し、新市としての一体性の速やかな確立と住民福祉の向上、地域の均衡ある発展を目指します。

2 計画の役割と構成

(1) 法的役割

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）に基づき、合併協議会が策定するものであり、合併特例法に基づく様々な財政措置を受けるためのものでもあります。

作成する項目としては、下記の4項目とすることが定められています。

- ① 新市を建設していくための基本方針
- ② 新市建設の根幹となるべき事業に関する事項
- ③ 公共的施設の統合整備に関する事項
- ④ 財政計画

(2) 各市町の基本構想との整合

1市3町は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めており、これに基づく基本計画や実施計画が策定されています。

したがって、本計画は、各市町の基本構想に示されたまちづくりの基本理念や将来像にも配慮したものとする必要があります。

また、主要施策については、各市町の基本計画・実施計画をもとに、合併することで必要になる施策や一体的に継続して行うべき施策を取捨選択するための指針となります。

(3) 計画の構成

本計画は、次のとおり、新市建設の基本方針（まちづくりビジョン）、新市建設の根幹となるべき事業、公共的施設の統合整備及び財政計画をもって構成します。

① 新市建設の基本方針（まちづくりビジョン）

「新市建設の基本方針」は、1市3町の合併後のまちづくりの将来方向を示すものです。

具体的には、新市の建設を総合的かつ計画的に進めるため、現状認識と地域特性、将来見通しを基礎に、新市のまちづくりの基本理念と将来像及びこれを達成するために必要な施策の大綱を定めるものです。

② 新市建設の根幹となるべき事業

「新市建設の根幹となるべき事業」は、新市建設の基本方針に示された施策の大綱に基づき、主要な施策（根幹となるべき事業）を体系的に推進するための計画として策定するものです。

③ 公共的施設の統合整備

「公共的施設の統合整備」は、合併後の住民の利便性と、効率的運営に配慮した各公共施設の役割分担等に関する方針を示すものです。

④ 財政計画

「財政計画」は、計画に盛り込まれた施策を実施していくために、財源見通しを明らかにするとともに、長期的展望に立って、限られた財源の効率的な運用を図るために策定するものです。

3 計画の対象地域

新市建設計画の対象地域は、新市全域とします。

4 計画期間

本計画の期間は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の制定を受け10年延長し、合併期日の属する年度及びそれに続く20か年度とします。

5 計画策定時における住民参加

本計画を策定するにあたっては、先に実施した「まちづくりに関する住民意識調査」の集計結果を基礎資料とするとともに、意見交換会や住民懇談会など各種広聴事業を通して、住民参加を実現するものとします。

